

2024年2月8日

中部労災病院 院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル【第1版】

中部労災病院 薬剤部
中部労災病院 薬事委員会

<目 的>

形式的な疑義照会を減らすことで、処方医および保険薬局薬剤師の業務負担軽減、保険薬局での患者待ち時間の短縮を図る。

<処方変更に係る原則>

- ・ 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・ 「含有規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・ 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また、安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ・ 患者に十分な説明(服用方法、安定性、薬剤料等)を行い、同意を得たうえで変更する。

1. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、その内容をお薬手帳に記載のうえ、中部労災病院(以下、当院)薬剤部FAX(052-652-0246)に連絡する。下記①については、電子カルテ内のプログレスノートおよび掲示板でのお知らせ、FAX内容のスク্যানのみ、②～⑫については、薬剤部が代行で電子カルテ内の処方を修正し、次回からの処方に反映させる。また、後発医薬品間の変更についてはお薬手帳に記載し、FAXによる報告は不要とする。

2. 疑義照会の不要例(ただし、麻薬、注射薬、吸入薬に関するものは除く)

① 残薬日数に関する疑義照会不要(ただし、麻薬処方を除く)

処方箋の「残薬確認した場合の対応」において、「☒ 保険医療機関へ情報提供」の項にチェックがあり、薬歴上、継続されている処方薬に残薬が確認できた場合、投与日数を調整(短縮)して調剤すること

(外用薬の本数変更を含む)(処方の削除、日数の延長は不可)

(保険医療機関へ疑義照会したうえで調剤の項にチェックがある場合を除く)

例: エフィエント錠3.75mg 30日分 ⇒ 25日分(5日分残薬があるため)

例: ルリコンクリーム1% 3本 ⇒ 2本(1本残薬があるため)

【注意】残薬調整を行った場合は、必ず当院薬剤部にFAXにて残薬に関する情報提供をお願いします。この報告がない場合、次回診察時に患者に不利益が生じることもあり得ますので厳守してください。

② 成分名が同一の銘柄変更

例: ボナロン錠35mg	⇒	フォサマック錠35mg アレンドロン酸錠35mg「VTRS」
アムロジンOD錠5mg	⇒	ノルバスクOD錠5mg アムロジピン錠5mg「トーフ」

* 商品名が変わる変更は、「後発医薬品変更可」の場合のみ可能です。

* 先発品間でも可(但し薬剤料が同額以下の場合のみ)。

* 後発品から先発品への変更も可能(ただし、薬剤料の違いについて患者に十分に説明し、了承を得た場合に限る。保険薬局に在庫がないという理由での変更は不可とする)。

- ③ 一般名処方における調剤時の類似剤形への変更(先発品類似剤形への変更を含む)
 例:【般】アムロジピンOD錠5mg ⇒アムロジピンOD錠5mg「VTRS」
 ⇒アムロジピン錠5mg
 ⇒アムロジピン内服ゼリー5mg
 *一般名処方においては、下記に掲げる範囲内で変更を可能とします(先発、後発は問いません)。
 ・錠剤(普通錠)、錠剤(口腔内崩壊錠)、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤(1回分包装の場合)、フィルム剤(口腔内崩壊剤)
 *患者に(飲み方、薬剤料等)説明、同意のうえ、調剤してください。
 *銘柄等については「おくすり手帳」による情報提供を徹底してください。
- ④ 剤形の変更(安定性、利便性の向上のための変更に限る)
 例: オルメテック錠20mg ⇒ オルメテックOD錠20mg
 ボナロン経口ゼリー ⇒ ボナロン錠35mg
 *用法用量が変わらない場合のみ可。
 *安定性、体内動態、投薬方法等を考慮して行ってください。
 *外用薬の変更は不可です(軟膏→クリーム等の製剤の変更等は疑義照会をしてください)。
 【軟膏→クリーム剤、クリーム剤→軟膏の変更は不可】
 【注意】インスリンのデバイス変更は剤形の変更として適用しません。
 *抗悪性腫瘍薬を除く
- ⑤ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更(安定性、利便性の向上のための変更に限る)
 例: 5mg 1回 2錠 ⇒ 10mg 1回 1錠
 10mg 1回 0.5錠 ⇒ 5mg 1回 1錠
 *患者に(薬効、安定性、薬剤料等)説明、同意のうえ、変更してください。
 *適応症が変わる場合、疑義照会が必要です。
- ⑥ アドヒアランス等の理由により処方薬剤を半割や粉碎、混合すること、あるいはその逆(規格追加も含む)。ただし、抗悪性腫瘍薬を除く。
 *安定性のデータに留意し患者に十分説明のうえ、粉碎、混合してください。
 *粉碎、混合加算を算定される場合は必ず疑義照会を行ってください。
- 逆の例:ワーファリン錠1mg 2.5錠(粉碎) ⇒ ワーファリン錠1mg 2錠
 ワーファリン錠0.5mg 1錠
- ⑦ 処方薬剤を服薬状況等の理由により、一包化調剤すること(コメントに「一包化不可」とある場合は除く、抗悪性腫瘍薬は各症例で必要に応じて検討)。
 *患者希望あるいは服薬アドヒアランスが、一包化により改善されると判断できる場合に限る。
 *安定性のデータに留意し患者に十分説明のうえ、一包化してください。
- ⑧ 湿布薬や軟膏での規格変更に関すること(合計処方量が変わらない場合)
 例: アドフィードパップ40mg(7枚入り)×6袋 ⇒ アドフィードパップ40mg(6枚入り)×7袋
 マイザー軟膏0.05%(5g) 2本 ⇒ マイザー軟膏0.05%(10g) 1本
- ⑨ 患者の希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付剤における、パップ剤→テープ剤、テープ剤→パップ剤への変更(成分が同じものに限る。枚数に関しても原則同じとする)。
 例: ロキソニンパップ100mg ⇒ ロキソニンテープ100mg

- ⑩ 外用剤の用法(適用回数、適用部位、適用タイミング等)が口頭で指示されている場合(処方せん上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている)に用法を追記すること(薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合)

例:(口頭で腰痛時に腰に貼付するよう指示があったと患者から聴取した場合)

モーラステープL40mg3袋 1日1回 ⇒ 1日1回 腰

*適用回数、適用部位は添付文書に記載されている回数、部位の範囲内で行う。

- ⑪ 「1日おき服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)

例:(他の処方薬が30日分処方の時)

プレドニン錠5mg1錠 分1朝食後 隔日投与30日分 ⇒ 15日分

DPP-4阻害薬の週1回製剤、あるいはビスホスホネート製剤の週1回、月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)

例:(他の処方薬が14日分処方のとき)

ザファテック錠100mg(週1回製剤)1錠分1朝食後14日分 ⇒ 2日分

ベネット錠17.5mg(週1回製剤)1錠分1起床時14日分 ⇒ 2日分

- ⑫ 漢方薬、食後過血糖改善薬(α -GI薬)、胃腸機能調整薬等の用法を添付文書どおりの服用方法に変更

ただし、服用方法について口頭で指示されている場合を除く(医師の指示を優先する)。

例: イコサペント酸エチルカプセル300mg 3包 分3 毎食後 ⇒ 毎食直後

ボグリボース錠0.3mg 分3 毎食前 ⇒ 毎食直前

大建中湯 7.5g 分3 毎食後 ⇒ 毎食前

メトクロプラミド錠5mg 分3 毎食後 ⇒ 毎食前

例:ビスホスホネート製剤(内用薬)の用法が「起床時」以外の場合に「起床時」へ変更すること。

ベネット錠17.5mg(週1回製剤)1錠分1 朝食後 ⇒ 起床時

例:抗アレルギー剤やH₂-ブロッカー、消化性潰瘍治療薬の

1日2回「朝・夕食後」⇒ 1日2回「朝食後、就寝前」

*ラキソベロン(ピコスルファート)液はシステム上、「〇本で1日分」と印字されますが患者に用法を確認して印字日数に関係なく調剤・指導してください。

*頓服の使用時の用法が無い場合は下記の用法とします。

睡眠薬:不眠時

下 剤:便秘時

ボルタレン(ジクロフェナク)坐薬:疼痛・発熱時

アセトアミノフェン坐薬:疼痛・発熱時

服薬回数の変更は、プロトコルの対象外です。